

第2回経営計画検討委員会の概要

- 1 日 時 平成23年7月5日(火)午後1時30分～4時37分
- 2 場 所 滋賀県大津合同庁舎 7階 7A会議室
- 3 出席委員 8委員全員
- 4 傍 聴 者 一般3名、社員3団体、報道機関2社

- 5 主な意見等
 - (1) 前回委員会での意見を踏まえた資料の修正について
 - (・天然下種更新が困難なことの追加記載を確認)
 - (・分収割合等の変更契約に際しては、説明責任が必要であることの追加記載を確認)

 - (2) 採算性に基づく森林区分・再編について
 - ・契約解除した森林のケアとして、保安林指定や、環境林整備事業の実施が講じられるよう、滋賀県等の関係機関との協議調整のほか、契約解除後も継続的な情報提供が必要
 - ・木材の価値を上げるため、森林認証を受けるべき

 - (3) 効率的森林管理・整備について
 - ・作業道の開設は、伐採の直前にし、管理コストなどがかからないようにすべき

 - (4) 適切な伐採方法の選択について
 - ・年間60,000m³を超えるなら、独自で伐採にかかる作業班を持つことも検討すべき
 - ・伐採収入は、造材で決まるので、価値が引き出せる作業班が必要
 - ・特定調停で計画している4回の列状間伐では、架線設置などに経費がかかり、また、天然下種更新も期待できない。
 - ・2回の「ナスビ伐り」なら、ほぼ計画の材積・収益が確保できる。また、裸山にもならない。
 - ・補助制度も、どんどん変わっており、不安定要素である。絶えずチェックをしながら、計画した収益確保のための伐採を進めていく必要がある。

 - (5) 木材の販売について
 - ・収益を上げるなら、伐採から販売まで考えて、複合契約がもっともよい。
 - ・川下では国産材の時代になってきているので、供給過剰にはならない。安定した供給をすることが大事である。
 - ・事業地によって、3種の販売方法を組み合わせしていくべきである。
 - ・公社だけで、中間土場を持つのは経費がかかり、既存の3市場を利用して、共同仕分けしてはどうか。

 - (6) 分収割合の見直しについて
 - ・特定調停で下流団体には、82%の免除をしてもらったので、土地所有者の4割から1割へ減らすのも妥当な数値であるが、説明責任を果たすことが必要

 - (7) 森林資源の新たな価値の創出について
 - ・水源林の保全だけでなく、温暖化防止を含めて考えるべき
 - ・県内企業だけでなく、下流域の企業も、企業の森づくりに参加してもらうべき
 - ・森林認証を取って、県民に山への認識を深めてもらうべき

 - (8) 中期経営改善計画の骨子案について
 - (・具体的には、次回の資料で進めることを確認)

その他

- ・次回、7月19日午後1時30分開催